

# 厚木市廃棄物減量等推進審議会条例（案）の制定について

## 1 趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7第1項の規定に基づき、一般廃棄物の減量等に関する事項について、有識者等の意見を聴取し、市政に反映させることを目的として「厚木市廃棄物減量等推進審議会」を設置するため、厚木市廃棄物減量等推進審議会条例を制定するものです。

## 2 設置する理由

人口減少や超高齢社会の到来により、ごみの減量化・資源化を進めるための施策立案や諸課題の解決等のため、専門的な識見を持った委員による意見聴取が必要となっています。

しかし、現在の環境審議会は、カーボンニュートラルの実現や生物多様性など、委員に高い専門性が求められています。一方では、一般廃棄物処理基本計画の基本目標である「未来へつなげる循環型都市の実現」の達成や、令和7年12月稼働予定の新たなごみ中間処理施設の処理能力を満たすため、ごみ減量化・資源化を推進して行くに当たり専門的な識見を持った委員が必要になることから、ごみ減量化・資源化に特化した審議会が必要となっています。

## 3 役割

### (1) 環境事業課が所管している個別計画の評価・検証

専門的な識見を持った審議会の委員から意見を聴き、市民参加を得ながら、諸計画の進行管理を的確に行い、施策の確実な実現を目指すものです。

ア 一般廃棄物処理基本計画

イ 食品ロス削減推進計画

### (2) ごみ減量化・資源化に係る合理的根拠に基づく政策立案等への提言

今後立案する諸施策について、審議会の意見を取り入れることにより、EBPMの考え方を取り入れていくものです。

ア 廃棄物処理に関する新たな施策

プラスチックに係る循環資源の促進等に関する法律（令和4年4月施行）への対応

イ 一般廃棄物処理基本計画、食品ロス削減推進計画に掲げている目標を達成するため、計画に掲げている施策への提言

ウ 一般廃棄物処理基本計画の中間年（令和6年度）における施策の見直しや、令和8年度に行う一般廃棄物処理基本計画改定に当たっての提言

## 4 厚木市廃棄物減量等推進審議会

### (1) 構成員

次に掲げる者のうち10人以内をもって組織する。

ア 公募による市民

イ 関係団体の代表

ウ 学識経験者

### (2) 報酬額

会長 8,800円

委員 7,800円

## 5 施行日

令和6年4月1日